

三. 検査・相談体制

1. 保健所等における検査・相談体制

- 国及び都道府県等は、保健所における無料の匿名による検査・相談をはじめ、地域の実情に即した検査・相談体制の充実を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。
- 保健所等は、必要に応じてNGO等及び医療機関と連携し、個人情報の保護に配慮しつつ、医療機関への受診に確実につなげることが重要である。
- 利便性の高い場所と夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施
- 他の性感染症との同時検査、検査の外部委託等の検査の利用機会の拡大を促進するための取組を強化

3. 郵送検査

- 近年、郵送検査の利用数が増加しているが、郵送検査のみでは、HIVの感染の有無が確定するものではないため、国は、郵送検査の結果、更なる検査が必要とされた者を医療機関等への受診に確実につなげる方法等について検討する必要がある。

第二 発生の予防及びまん延の防止

二. 普及啓発及び教育

- ・性感染症の情報について、国及び都道府県等は民間企業とも連携しながら普及啓発に努めるべき

三. 検査の推奨と検査機会の提供

- ・都道府県等は、保健所や医療機関などの検査に係る情報の提供を行い、性感染症に感染している可能性のある者に対し、検査の受診を推奨することが重要である。そのため、都道府県等は、保健所における性感染症の検査の機会確保に努めるとともに、住民が受診しやすい体制を整えることが重要である。
- ・性感染症に関する普及啓発のために、各種行事の活用、検体の送付による検査など個人情報保護に留意しつつ、様々な検査の機会を活用していくことも重要である。